重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

1. 減価償却の会計処理方法

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

車両運搬具 4~6年

工具器具備品 2~20年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第 87)及び資産除去債務に対応する 特定の除去費用等(独立行政法人会計基準第 91)に係る減価償却相当額については、 損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

2. 金銭信託の評価基準及び評価方法

償却原価法を採用しております。

3. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸 倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

4. 賞与引当金の計上基準

役職員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産 の見込額に基づき計上しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時における役職員の平均残存勤務年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

6. 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

納付金関係業務引当金として、「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営 並びに財務及び会計に関する省令」(平成15年厚生労働省令第147号)第11条に基づ き、翌事業年度以後の事業年度における納付金関係業務に備えるための引当金を計上 しております。

当該引当金への繰入及び戻入収益は、独立行政法人会計基準に基づき、臨時損益に区分して表示するものとされております。

7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成23年3月末利回りを参考に1.255%で計算しております。

8. リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買 取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸 借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準及び

資産除去債務に係る特定の除去費用等の費用計上時における会計処理の適用

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(総務省行政管理局 財務省主計局 日本公認会計士協会)に基づき、当事業年度より、これらの会計基準等を適用しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストが50,874,921 円増加しておりますが、このうち、当事業年度期首までの経過調整分は48,457,197 円であり、当事業年度の純増分は2,417,724 円であります。

なお、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

- 1. 損益計算書関係
 - (1) 人件費の内訳

役員報酬	41, 960, 773 円		
法定福利費 (役員)	6, 127, 719 円		
職員給与及び手当	639, 760, 218 円		
法定福利費	81, 548, 962 円		

(2) 雑益の内訳

貸倒引当金戻入 9,090,856 円 その他の雑益 492,648 円

- 2. キャッシュ・フロー計算書関係
 - (1) 資金期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定

7,588,767,428 円

現金及び預金勘定のうち定期預金

3,000,000,000 円 資金期末残高 4,588,767,428 円

(2) 重要な非資金取引

ファイナンス・リース取引による資産の取得は、39,482,585円であります。

- 3. 行政サービス実施コスト計算書関係
 - (1) 損益外減価償却相当額の計上額

後述5の資産除去債務の認識における契約終了時の原状回復費の償却額50,874,921円については、会計処理上資本剰余金から控除しておりますが、本計算書においては、損益外減価償却相当額として表示しております。

(2) 引当外退職給付増加見積額の算定

(退職一時金制度)

期末在職者に係る退職給付見積額の増加額 15,393,029 円 期中退職者に係る前期末退職給付見積額(△) 0 円

(厚生年金基金制度)

年金債務に係る退職給付見積額の増加額 0円

引当外退職給付増加見積額

15, 393, 029 円

このうち、国からの出向者に係る引当外退職給付増加見積額は 15,393,029 円であります。

4. 減損損失関係

当事業年度において、認識を行ったまたは兆候が認められた固定資産はありません。

5. 資産除去債務関係

竹芝本部事務所の原状回復義務

当機構の竹芝本部事務所の賃貸ビルについて、不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務により敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を、敷金の償却として処理しております。

使用見込期間の算定にあたっては、「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成23年政令第166号。以下「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」という。)により、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。)(注)の主たる事務所を東京都に置く期限を平成24年3月31日とすることとなったことから、当該期限日を基準日としております。

これによる当事業年度期首時点で回収が最終的に見込めないと認められる額は、48,457,197円であり、当期末時点では、当期償却額2,417,724円を加えた、50,874,921円であります。

注:「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」(平成23年4月27日 法律第26号)により、当機構は平成23年10月1日において、名称を高齢・ 障害・求職者雇用支援機構に改めることとされております。

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当機構では、余裕金の運用については独立行政法人通則法第47条の規定に定める金融商品に限定しており、株式等は保有しておりません。

未収金等に係る債務者の信用リスクは、会計規程等に沿ってリスク低減を図って おります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、業務実施に必要な資産の調達を目的としたものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、差入敷金及び保証金は、主に施設の賃貸借契約による差入預託保証金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

	貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 現金及び預金	7, 588, 767, 428	7, 588, 767, 428	
(2) 未収金	326, 043, 168		
貸倒引当金(※)	△22, 064, 821		
	303, 978, 347	303, 978, 347	_
(3) 金銭の信託	10, 000, 000, 000	10, 469, 962, 850	469, 962, 850
(4) 敷金及び保証金	399, 244, 255		
貸倒引当金(※)	$\triangle 55, 497, 963$		
	343, 746, 292	341, 303, 626	$\triangle 2, 442, 666$
資産 計	18, 236, 492, 067	18, 704, 012, 251	467, 520, 184
(1) 未払金	227, 323, 866	227, 323, 866	-
(2) リース債務	52, 779, 287	53, 255, 814	476, 527
負債 計	280, 103, 153	280, 579, 680	476, 527

- (※) 未収金に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (※) 敷金及び保証金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

○資産

(1) 現金及び預金並びに(2)未収金

これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭の信託

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

時価の算定については、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引い た現在価値により算定しております。

○負債

(1) 未払金

これらは、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

7. その他

敷金・保証金に係る貸倒引当金について

竹芝本部事務所が入居するビルの運営会社である㈱東京テレポートセンターは、 平成22事業年度末日現在において、東京地方裁判所が平成19年1月19日に認可決 定が確定した民事再生法に基づく再生計画中にあります。 再生計画においては、当機構が預託している敷金の取扱いについて、共益債権化される額のほか、賃貸借契約終了時までに生じる一切の賃借人の債務(原状回復費用を含む)を控除した残額について、上記認可決定確定日から当機構との契約終了するまでの期間に応じて、弁済するものとされております。

今般、「独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」により、高齢・障害・求職者雇用支援機構の主たる事務所を東京都に置く期限を平成24年3月31日とすることとなったことから、当該期限日を基準日として、再生計画に基づく弁済見積額を算出した結果、弁済不能とされる見積額を貸倒引当金として計上しております。

なお、貸倒引当金は、弁済不能見積額から、前述5の原状回復に係る債務額を差 引いた額を計上しております。

重要な債務負担行為

該当なし

重要な後発事象

該当なし